

都市計画下水道を変更します

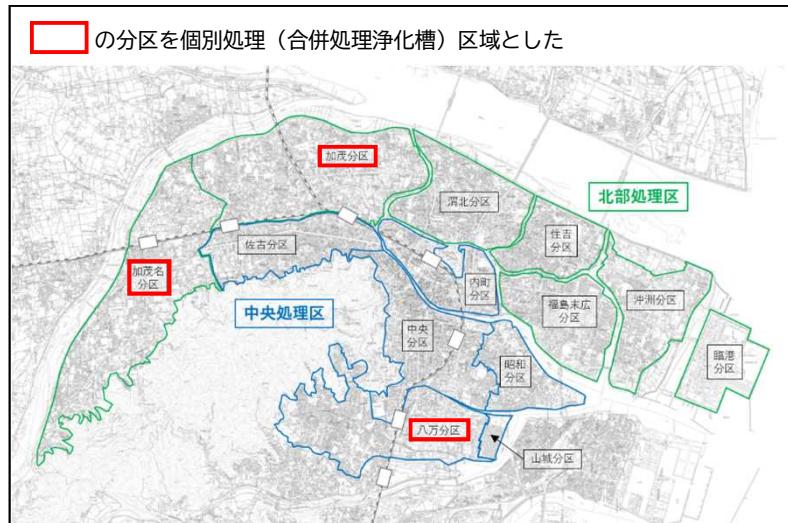
徳島市汚水適正処理構想の見直しなどにより、公共下水道の処理区の区域変更を行うとともに一部の都市下水路を公共下水道に位置付け、廃止します。

徳島市汚水適正処理構想とは

人口減少による厳しい財政状況や老朽化した下水道施設の改築更新の課題があるなか、汚水処理施設の早期概成を目指すため、集合処理（公共下水道）区域としていた加茂分区、加茂名分区及び八万分区を個別処理（合併処理浄化槽）区域とする「徳島市汚水適正処理構想」を令和4年に策定しました。

加茂分区
加茂名分区
八万分区

個別処理（合併処理浄化槽）区域へ



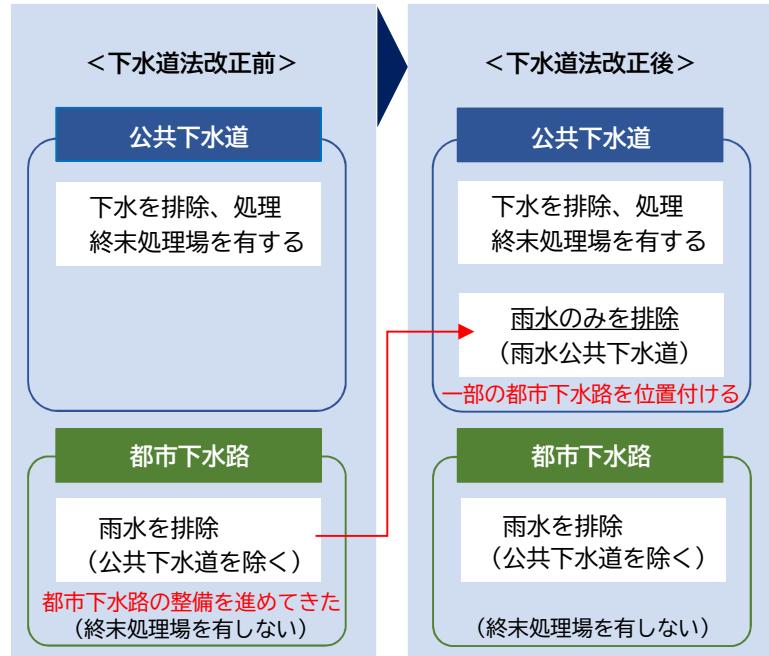
下水道法の改正と都市下水路の位置付け

平成27年の下水道法の改正により、「公共下水道」の定義が改められ、雨水のみを排除するための公共下水道（雨水公共下水道）の整備ができるようになりました。

本市ではこれまで、雨水による浸水対策として、公共下水道とともに、都市下水路の整備を進めてきました。

今後は、法改正に基づく効率的な雨水対策を推進するため、上記構想を踏まえ、加茂地区、加茂名地区及び八万地区の一部の都市下水路を雨水公共下水道として整備する方針としました。

◆**都市下水路**：一般的に雨水排除を目的とし、
終末処理場を有しないもの
◆**下水**：汚水又は雨水をいう



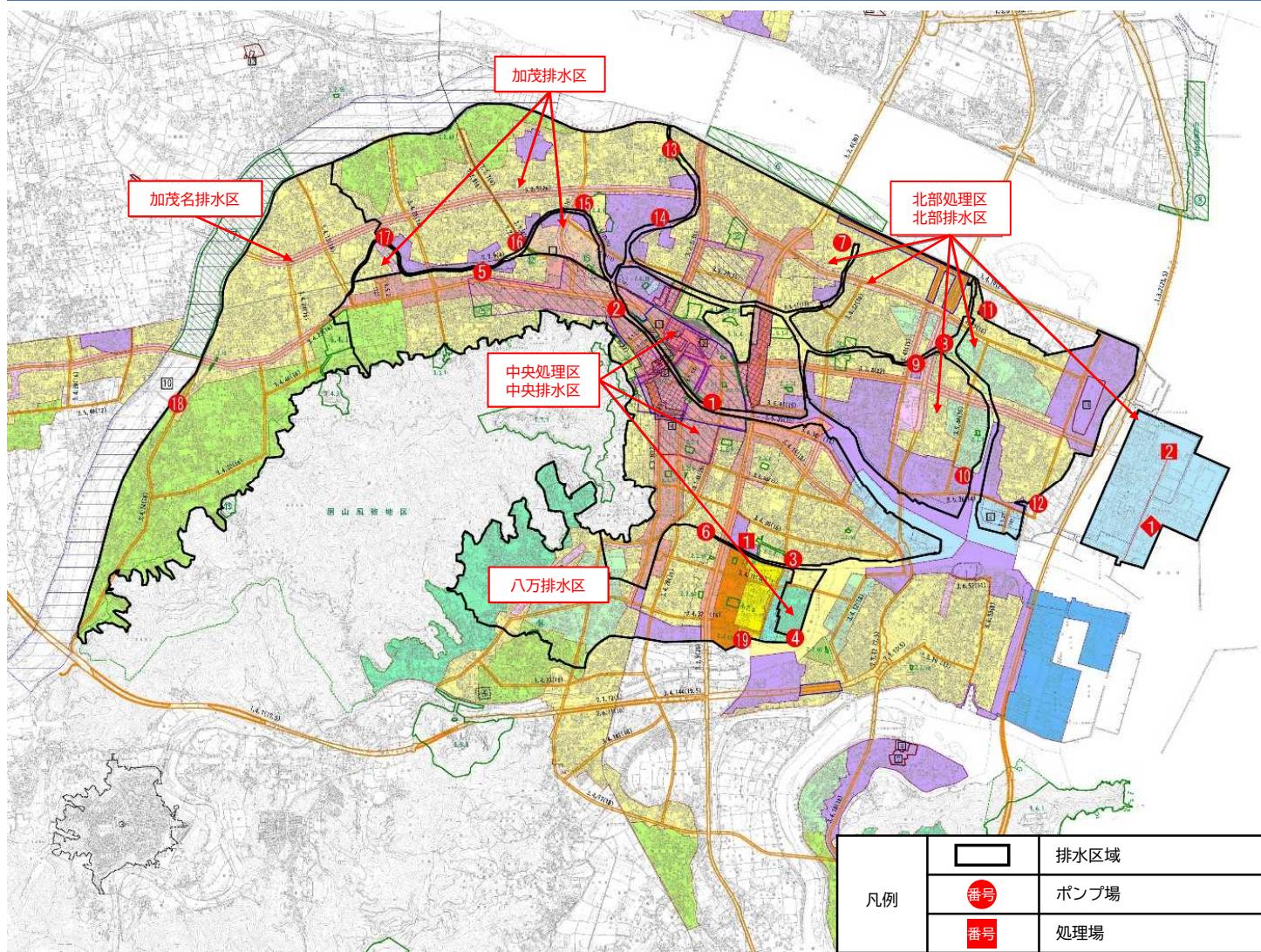
都市計画下水道の主な変更

これらのことから、次のとおり都市計画を変更します。

1. 徳島市公共下水道北部処理区の区域を変更し、これに係る下水管渠の廃止及び変更並びにポンプ施設の廃止を行います。なお、山城町の一部については現状の利用実態により、中央処理区に編入し、これに係るポンプ施設を追加します。
2. 加茂地区、加茂名地区及び八万地区の一部における都市下水路を公共下水道に位置付け、これに係るポンプ施設を追加します。
3. 田宮北都市下水路、田宮東都市下水路、田宮西都市下水路、矢三東都市下水路、矢三西都市下水路、島田都市下水路、鮎喰都市下水路、加茂名都市下水路、名東西都市下水路及び八万都市下水路は、公共下水道による雨水整備を行うため、廃止します。

►►►裏面に総括図の一部を示す。

計画変更後の公共下水道



都市下水路の廃止

